

居宅療養管理指導契約書

株式会社サニースポット

居宅療養管理指導契約書

甲（利用者）

乙（事業者） ひだまり薬局

第1条（事業の目的）

- 1、ひだまり薬局が行う居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治医等の指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ひだまり薬局の薬剤師が適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。
- 2、利用者が要介護状態または要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、おかれている環境等は把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ります。

第2条（契約期間）

- 1、契約期間は本契約締結時から甲の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2、ただし契約期間満了日までに、甲から契約終了の申し出がない場合は、この契約は次の要介護（要支援）認定の有効期間が満了する日まで自動更新とします。

第3条（契約の終了）

- 1、次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了します。
 - ① 甲が介護保険施設や医療機関に長期的に入所または入院した時
 - ② 甲が介護認定を受けられなかった時
 - ③ 甲が死亡した時
- 2、第4条に基づき、甲から解約の意思表示がなされた場合。
但し、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者の指定する事業所等への関係記録の引継ぎ等をできる限り行います。

第4条（甲の解除権）

甲は乙に対し、1週間以上の予告期間をもってこの契約解除を申し出ることができます。
但し、当該サービスは主治医の指示により行われるものであり、予告期間に主治医に連絡します。

第5条（損害賠償）

事業者（ひだまり薬局）は居宅療養管理指導の実施にあたって、利用者の生命・身体・財産の損害を与えた場合その損害を補償します。但し、自らの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

第6条（守秘義務）

事業者（ひだまり薬局）は居宅療養管理指導の実施にあたって、サービスを提供する上で知り得た利用者、家族の情報については、利用者のまたは第3者の生命・身体等に危険がある場合もしくは、福祉施設、老健施設からの服薬に対する問い合わせがあった場合を除いて契約中、契約終了に関わらず無断で第3者に漏らすことはありません。

第7条（個人情報の取扱いについて）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【 皆様の個人情報の利用目的 】

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
（副作用歴・既往症・アレルギー・体質・併用薬・ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・ 病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業所などとの必要な連携
- ・ 病院・診療所などからの照会への回答
- ・ 家族などへの薬に関する説明
- ・ 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出・審査支払機関または保険者からの紹介への回答など）
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届け出など
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当薬局内で行なう症例研究
- ・ 当薬局内で行なう薬学生の薬局実務実習
- ・ 外部監査機関への情報提供

1 基本方針

当薬局は、「個人情報に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定 以下「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 1) 個人情報保護法及びガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 2) 個人情報の取り扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取り扱い責任者を定めると共に、従業員全員で遵守します。
- 3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。

- 4) 個人情報を適切に取り扱っている事を定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 5) 個人情報の取得に当たっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 6) 個人情報の取り扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 2) 個人情報の開示・訂正・利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- 4) その他、個人情報の取り扱いについてご質問やご不明な点がある場合

第8条（苦情申し立て窓口）

当事業者のサービス提供にあたり、苦情や相談がある場合の連絡先

連絡先 （薬局名） ひだまり薬局 TEL 0568-22-2022
 担当者名 市川 克次 （管理薬剤師）

直接下記へ連絡することもできます。

愛知県国民健康保険連合会 TEL 052-971-4165
 北名古屋市社会福祉課 TEL 0568-22-1111

第9条（重要事項説明書）

1, 事業所概要

事業所名称	ひだまり薬局
事業所所在地	愛知県北名古屋市西之保青野東53番地1
代表者氏名	市川 克次
連絡先	0568-22-2022

2, 事業目的と運営方針

事業目的・・・要介護状態又は、要支援状態にあり、主治医等の指導による薬学的管理計画書に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供することを目的とします。

事業方針・・・①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

②上記①の観点から、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者・その他の医療・保健・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3, 職員体制

当事業所の職員体制は以下のとおりです。

管理薬剤師 市川 克次
薬 剤 師 _____

4, 営業日及び営業時間

営業時間	月・火・水・木・金 9:00～20:00
休日	土・日・祝祭日・お盆・12月30日～1月3日

電話転送で24時間連絡可能な体制を整えております。

5, サービスの内容、提供方法

- ① 薬剤師の行う居宅療養管理指導は、医師、歯科医師の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し継続的な薬学的管理指導を行います。また、医薬品が利用者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に役立つようアドバイスを行います。
- ② 居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じた介護支援専門員、他のサービス事業者に報告します。

【報告内容】

- ① 処方せんによる調剤（状態に合わせた調剤上の工夫「粉碎、下剤だけ別包等」）
- ② 薬剤服用歴の管理
- ③ 居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
- ④ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ⑤ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ⑥ 副作用の早期発見
- ⑦ ADL、QOL等に影響を及ぼす使用薬剤の確認
- ⑧ 使用薬剤、用法、用量等に関する事項の医師等への連絡及び調整
- ⑨ 麻薬製剤の管理とその評価
- ⑩ 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬剤の確認及び調整、指導
- ⑪ 在宅介護用品、福祉機器等の供給及び相談応需

6, 通常の事業実施地域

通常の実施地域は北名古屋市とその近郊地域とします。

7, 利用料

サービスの利用料は、以下のとおりです。

介護保険制度の規定により、以下のとおり定められています。

① 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービス費として単一建物居住者が1人の場合で518円、2～9人で379円、
10人以上で342円となります。(月に4回まで)

※ただしがん末期・中心静脈栄養療法利用者の場合は週に2回・月8回まで

② 麻薬等の特別な薬剤が処方されている場合

1回につき 追加100円(月8回まで)

③ 中心静脈栄養療法利用者の場合

1回あたり 追加150円(月8回まで)

④ 医療用麻薬持続注射療法利用者の場合

1回あたり 追加250円(月8回まで)

※介護保険の負担割合により利用料が変わります。(上記金額は1割負担の場合)

保険制度の変更に伴い、薬代や薬剤の調整に係わる費用の一部をご負担いただく場合もございます。その際には、改めてご説明させていただきます。

8, 交通費

居宅療養管理指導に要した交通費は徴収いたしません。

9, 緊急時等における対応方法

居宅療養管理指導の実施中に、利用者の病状急変その他緊急の事態が生じた場合、速やかに主治医等に連絡します。

10, その他、運営に関する重要事項

① ひだまり薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るために定期的な研修機会を設け、的確な指導ができ得る業務態勢を整備します。

② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をまた家族の情報を用いる場合は家族の同意を得る事とします。

第10条 (契約外条項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

契約書および個人情報の取り扱い、重要事項説明書に同意し、
居宅療養管理指導の契約を締結します。

令和 年 月 日

(利 用 者) 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____

連絡先 _____

(署名代行者) 氏 名 _____ 印

〒

住 所 _____

連絡先 _____

(事 業 者) 住 所 愛知県北名古屋市西之保青野東53番地1

薬局名 ひだまり薬局 _____ 印

連絡先 0568-22-2022 _____